

“発表ジャーナリズム” についての一考察

箭 川 哲

目次

- 一 はじめに
- 二 問題の所在
- 三 新聞の発表依存体質
- 四 むすびにかえて

一 はじめに

言論法・マスコミ法・マスメディア法・ジャーナリズム法といった法分野が言われるようになった。マスメディアと法をめぐる問題をとりあつかう法学分野である。

“言論法”は、清水教授の著作のタイトルに使われている。同教授は、『言論法研究——憲法二十一条と現代』

(学陽書房・昭和五四年)、『言論法研究2——マス・メディアの法と倫理』(学陽書房・昭和六二年)を發表している。

もっとも、同教授自身が、昭和五四年刊行の『言論法研究』のまえがきで、「しかし、今回の本も残念ながら方法論を確立した体系的な研究書ではない。前著以後は十年のあいだに發表した論文・論説に若干の添削を加えてまとめたものにすぎない」と述べるように体系書、及至体系的な概説書ではない。昭和六二年公刊の著作と同様に論文集である。

アメリカでは、すでに十年前から体系的な著作が公けにされている。たとえば、J・A・バロン、C・T・ディネス共著の『ハンドブック・言論の自由とプレスの自由』⁽²⁾、ドン・R・ペンバーの『マスメディア法』⁽³⁾、H・L・ネルソンとD・L・ティーター・ジュニアの『マスコミュニケーション法——印刷・放送メディアの自由と統制』⁽⁴⁾、などがある。

バロン・ティネス、ネルソン・ティーター共著の二書は、修正第一条が保障する『言論・プレスの自由 (the freedom of speech, or of the press)』の本格的な体系書である。バロンの『マスメディア法』は、まえがきで、『本書はマスメディアに関する。マスメディア法は、マスメディアを規律する特殊な法分野である。』⁽⁵⁾と述べているが、内容からみると、ジャーナリストや学生向けの概説書といふべきだろう。

他に、入門的な性格のものとしては、ウェスト出版社から『概説書シリーズ』中の一冊として、H・L・ザックマン、M・J・ゲネス、T・B・カーター、J・L・ディーの手になる『マスコミ法』⁽⁶⁾が上梓されている。

以上あげた著作は、体系書も概説書も含めて、現代アメリカのマスメディアと法についての問題を憲法学の視点から扱っている。

記述に長短はあるけれど、内容は総じて修正第一条の表現の自由に関する裁判理論の紹介と解説である。明白かつ現在の危険の原則、名誉毀損・侮辱、プライバシー法とマスメディア、フェアー・トリアル、編集者の憲法特権、事前抑制、わいせつといった個々のテーマが論じられる。新聞・雑誌の活字メディアが前提であるが、電波メディアや画像メディア^{ビジュアル}をも含むものもある。ラジオ・テレビは、電波使用に限界があるため、印刷出版と同列に論じるわけにはいかない。

ちなみに、ザックマン等の概説書の目次は、第一部で、修正第一条とマスコミュニケーションと題し、第一章 修正第一条の概観からはじまって、第二章 名誉毀損とマスコミュニケーション、第三章 プライヴァシーとマスコミ、第四章 わいせつ表現の規制、第五章 国家の安全を目的とするプレスの規制、第六章 プレスの自由とフェアー・トリアル、第七章 ニュース編集の自由、第八章 新聞記者の特権、第九章の商業言論の法規制までを含んでいる。第二部は、活字以外のメディアの法規制がテーマになっている。『エレクトロニック・マスメディア』として、電波放送・テレビ放映があつかわれる。

重要な判例を編集した『判例百選』も、各出版社のシリーズにおさめられている。たとえば、ファウンディーション・プレス社の「ユニバーシティ・シリーズ」の一冊として、M・A・フランクリン編集で、『マスメディア法——判例と解説』⁷⁾、また、ウェスト出版社の「アメリカン・ケースブック・シリーズ」には、D・M・ギルモアとJ・A・パロンが共同編集した『マスコミュニケーション法——判例とコメント』⁸⁾がおさめられている。

アメリカ合衆国憲法と日本国憲法には深いつながりがある。アメリカの判決・学説が日本の憲法学に及ぼす影響は、はかり知れないほど大きい。アメリカの表現の自由の法理の発展は、ただちに日本の憲法二十一条論に反映する。アメリカの修正第一条論は、日本の二十一条論のモデルである。日本の言論法が、憲法二十一条を中核にし、また、ア

アメリカの『マスメディア法』、『マスコミ法』が修正第一条を基盤にする限り、列挙した文献は、日本での言論法体系の確立にもっとも有益な資料になる。憲法二十一条は、修正第一条と基礎部分で共通するからである。

しかし、このことは、アメリカ文献の無批判な導入を認めるという意味ではない。表現の自由についての基本原理に違いはないのだけでも、日本・アメリカ間のマスメディア構造や、とりまく社会状況にはかなりのちがいがみられる。それも、表面上の相異にとどまるものではない。アメリカ文献は、当然ながら、自国のマスメディアを前提にしている。日本・アメリカ両国のマスメディアが同一か、ちがいがあっても、表面的なものであるならば、それほど問題はないだろう。

しかし、両国間のちがいは、無視できる程度のものではない。この相異を無視してのアメリカ起源の法学の安易な導入は、結局、翻訳学問のそしりをうけることになりはしないだろうか。正直なところ、この点を懸念する。

確かにアメリカのマスメディア法やマスコミ法をモデルとすべきだとは思う。原理に共通する部分が少なくないからである。しかし、日本のマスメディアが対象である。外国法の研究が目的ではなく、日本におけるマスメディアと法の問題がテーマだからである。言論法体系の確立は、アメリカ法をモデルとしながらも、あくまでも、日本のマスメディア研究の延長線上で行なわなければならないと思う。

具体的な方法としては、アメリカのマスメディアとの比較検討が考えられる。アメリカの『マスメディア法』が自国のマスメディアを前提にするように『言論法』は日本のマスメディアを前提にする。アメリカの『マスメディア法』も日本の『言論法』もつまるところ、マスメディアと法をテーマにするのだが、アメリカ・日本のマスメディアの構造、これをとりまく状況に相異がある以上、そのまま持ち込むわけにもいかない。

日本のマスメディアには、日本固有の特質がある。特殊性といいかえても良いだろう。特殊性が表面的なもので

あって、アメリカ法の外面的な操作で済むならば、それでよい。日本のマスメディアが、アメリカのマスメディアのヴァリエーションの範疇にあるならば、アメリカの『マスメディア法』の表面的な手なおしで事が済む。

しかし、日本のマスメディアの特殊性が、もっと根本的なものであるならば、アメリカ型の法の安易な導入はやはり控えるべきだろう。そのためにも、日本のマスメディアのこの「特殊な」性質を検討する必要があるように思う。

「これは何も、わが国のマス・メディアをめぐる問題をアメリカ同様に解決すべきだというのではない。アメリカの表現の自由法理は、アメリカの歴史と社会の中で展開してきたものであり、わが国のマス・メディアと同一に論じられないのは自明のことである。しかし、近代人権宣言の中で発展してきた表現の自由には、それぞれの国の特殊性はあるものの、やはりそこに共通のもの、普遍的なものも見られるのではなからうか。そうだとすれば、表現の自由の裁判的保障が最も展開していると考えられるアメリカの判例理論には、我々に示唆するものが決して少なくないであらう。」⁽⁹⁾

引用したのは、松井茂記教授の『「マス・メディアと法」入門』の一部である。

その通りだ、と思う。表現の自由に関する「共通のもの、普遍的なもの」は日本・アメリカに共通する。そうであるから、表現の自由の判例・学説についてのアメリカでの成果が日本に導入されるのだと思う。

アメリカにおける修正第一条関係の発展は日本での二十一条論の進展にとって極めて重要である。言論法の体系化には、アメリカ法の検討を欠くことができないと思う。少なくとも、最も重要な資料であらう。しかし、すべての点を同列に論じることできないであらう。同一に考えられるのは、「普遍的」な部分についてである。

ここでは、日本における「特殊な」部分を考えたいと思う。言論法の研究対象が日本のマスメディアである以上、

特殊な部分を見捨てることのできない。アメリカ法をモデルに体系化するにしても、日本のマスメディアに特殊な性質をあらかじめ考慮した上で行う必要があると思われる。

[注]

- (1) 清水英夫『言論法研究』（学陽書房・昭和五四年）一頁。
- (2) Barron & Dienes "Handbook of Free Speech and Free Press" (Little, Brown and Company, Boston and Toronto, 1979). p.p. 756
- (3) Pember "Mass Media Law" (Wm. C. Brown Company Publishers, Dubuque, Iowa, 1977) p.p. 484
- (4) Nelson & Teeter, Jr. "Law of Mass Communications-freedom and control of print and broadcast media, 4th. ed." (The Foundation Press, Inc., Mineola, N. Y. 1982) p.p. 718
- (5) 前掲(3)「序文」七頁。
- (6) Zuckman, Gaynes, Carter & Dee "Mass Communications Law 3rd. ed." (West Publishing Co., Nutshell ser., St. Paul, Minn. 1988) p.p. 538
- (7) Franklin "Mass Media Law-cases and materials., 2nd. ed." (The Foundation Press Inc., Mineola, N. Y., 1982) p.p. 946
- (8) Gillmor & Barron "Mass Communication Law-cases and comment, 3rd. ed." (West Publishing Co., St. Paul Minn., 1979) p.p. 1008
- (9) 松井茂記『「マス・メディアと法」入門』（弘文堂・昭和六三年）八頁。

二 問題の所在

(1)本稿は、タイトルにもあるように、新聞の“発表ジャーナリズム”をテーマにする。“発表ジャーナリズム”は、要するに新聞ジャーナリズムの当局発表依存体質のことである。

なぜ、テーマに選んだかと言えば、日本における新聞の“特殊”な体質だと考えたからである。しかも、発表依存体質は、単に、当局発表をうのみにして報道するという問題に終わらず、日本の新聞の伝統的な報道原理である客観主義報道と密接に関係し、この意味で、日本の新聞ジャーナリズムの独特な体質がもたらしたものと考えられる。つまり、欧米の新聞報道の主流が主観主義報道であるのに対して、日本の新聞は一樣に客観主義報道を標榜するのである。

この特殊日本的報道原理は歴史的産物とされる。本節では、論点を整理する意味で、客観主義報道原理が作られるまでの経過プロセスに触れた上で、“発表ジャーナリズム”と客観主義報道との関係を述べることにする。

“発表ジャーナリズム”批判は、主観主義報道論の立場から行なわれることが多い。この場合、客観主義報道が結果的に“発表ジャーナリズム”を生み出したという文脈で批判が行なわれる。目的は、客観主義報道に対する批判である。後に引用する原寿雄氏や上前淳一郎氏は、ジャーナリストとして、主観主義報道の立場から論じている。

主観主義報道に転換すれば（その現実性は別にして）、ただちに“発表ジャーナリズム”が消滅するともいいきれない。しかし、客観主義報道と発表依存体質が密接に結びついているのは事実である。

私個人としては、主観主義報道論とはまた別の視点から、“発表ジャーナリズム”を批判したいと思うが、（この点は次節で触れる。）ここではまず、論点を整理する。

客観主義報道原理が、日本の新聞史のなかで歴史的に形づくられたというのは、以下のような事情による。

西南戦争前後、自由民権期の日本には政論新聞である大新聞おおしんぶんと、人情話やよみものを中心にした一般庶民向けの政治色の薄い小新聞こしんぶんの二種類が併存した。大新聞―小新聞の名称は、発行数ではなく、文字通り、紙幅の広狭による区別である。大新聞には、『郵便報知新聞』、『朝野新聞』、『東京日日新聞』などがあつた。小新聞としては、『読売新聞』が有名だつた。また大坂で創刊された『朝日新聞』も小新聞である。

ところが、民権運動の発展につれて、「多事争論」状況が出現した。政論新聞が、自由党、改進黨、帝政黨にそれぞれ系列化された。

この状況に対する政府の政策は、弾圧だつた。新聞紙条例・集会条例等によって民権運動は崩壊して行き、政論新聞は生きのこり策として、営業化を図るようになる。

また、政府は極秘援助によって「中立」言論の育成をもはかつた。『朝日新聞』などに極秘の資金援助を与え、政府の代弁をさせ、「中立」な言論を行なわせた。

かくして、「多事争論」状況は、しだいに鎮静化し、新聞は、大新聞と小新聞が接近し、区別が不分明になる。こうした政論新聞の営業化と、大小新聞の接近のなかから、客観報道主義が生まれた、といわれている。¹⁾

次に、「発表ジャーナリズム」と客観主義報道との関係である。この点については、松井助教授の『「マスメディアと法」入門』が要領よくまとめられている。関係個所の引用を許していただきたいと思う。

「第三に、わが国のマス・メディア、特にその中心となる新聞・放送については、客観主義報道の建前が確立している。これは海外のマス・メディアがしばしばそのよつて立つ主義主張を明確にし、選挙の際に特定の候補者や政策の支持を明確に打ち出しているのとは、顕著な対比をなしている。そのため、大きなマス・メディアの間で多様な見

解の対立を見出すことは困難である。しかし、いくら客観主義を標榜しても、完全な客観主義は不可能である。それゆえ、わが国のマス・メディアは常に客観主義の建前と自社の編集方針の独自性の狭間で複雑な様相を呈している。

このような客観主義は、しばしばわが国のマス・メディアの発表依存体質に結びついている。わが国のジャーナリズムが『発表ジャーナリズム』であることは、多くの者によって指摘されている。つまり、わが国のジャーナリズムが、その記事の圧倒的部分を警察等の政府からの情報提供に依存している、すなわち発表依存体質を持っているのである。したがって、警察発表を疑ったり、自分で裏付け取材を行ったり、続報によって事件を追うことが必ずしも行なわれていない。⁽²⁾

『発表ジャーナリズム』という名称は、『新聞研究』誌が八〇年代を展望する特集を組んだ際に、同号（七九年一月月号）に寄せた原寿雄氏の論稿のなかで使われた。

座談会は、来るべき八〇年代に向けて行なわれたが、論議の中心になったのは、人権保護と報道、『発表ジャーナリズム』時代の到来だった。「一九八〇年への入口に立つ今年の新聞週間を機に日常のニュースをふりかえり、報道上の問題点をレビューしてみようと座談会を開いた。政治、経済、社会、内政、科学など各部の部長、デスク、出先記者クラブのキャップなど約三十人が参加、私の司会でフリートーキングした。このまとめは『人権に配慮、発表には検証を 報道の現場で考える』と題して記事にもし、約十紙に掲載された。論議の焦点になった一つは人権であり、もう一つが発表洪水といえるほどの『発表ジャーナリズム』時代とそのため情報操作の危険性への対応であった。人権問題では、捜査報道で容疑者の名前を出してしまい、あとでシロになるようなケースにどう対処するかが、より緊急な課題として論議の的となった。そのゆきつくところは、警察の調べに依拠して報じることから来る人権侵害を

どう無くすか、ということであった。『発表』あるいは『発表』という形をとらない場合でも、捜査当局の情報に頼って報道し、その結果しばしば人権侵害をひき起こす危険性があるという事件報道の現状をどう改善するか、の問題である。³⁾

人権問題といているが、引用文からもわかるように、具体的には犯罪報道における匿名報道と実名報道の是非が問われた。

八〇年代も終ろうとする現時点からふりかえてみると、この指摘がまちがっていなかったことがはっきりする。八七年十一月五日六日の両日、熊本で開催された日弁連の第三〇回大会では、論議がこの匿名・実名報道に集中した(第一分科会)。

同大会のテーマの一つが、『報道と人権』であり、『人権と報道に関する宣言』が採択されたということは、八〇年代の表現の自由をめぐる問題のひとつが、人権保護をめぐる匿名・実名報道の是非だったことをしめしている。

それでは、「発表洪水といえるほどの『発表ジャーナリズム』時代とそのため情報操作の危険性への対応」の課題はどうなったか。

第三〇回日弁連大会の二カ月前、九月一七日一八日の両日、高知市で、三一回目のマスコミ倫理懇談会全国協議会が開かれている。

マスコミ倫理懇談会は、「マスコミ倫理の向上と言論表現の自由確保のため、新聞、放送、出版、映画、レコード、広告など幅広いマスコミ各界の会社や団体によって、自主的に作られ、運営されている任意の組織である。全国十ブロックに『地区マスコミ倫理懇談会』があり、それぞれの地域の主要マスコミ関係団体の幹部が会員になっている。その全国組織が、地区懇談会とマスコミ主要団体からなる」組織である。⁴⁾

日弁連大会と同様、マス倫大会でも、報道と人権がテーマになった。大会のメイン・テーマは『表現の自由と責任』だった。同大会では、分科会形式で議論が行なわれた。匿名・実名報道もテーマになった。しかし、日弁連大会と較べると、もっと総合的に表現の自由と人権保護に関する話し合いが行なわれた。

ちなみに、『新聞研究』誌掲載の大会レポートは、マス倫大会の「一日目午前の総会では……ここ一年間のマスコミと倫理に関する動きが報告された。総会後は、……午後には三つの分科会に分かれ、それぞれ活発な意見交換を行った。三日目には、各分科会の座長報告をもとに全体討議を行い大会申し合わせを採択した。」と報告している。

各分科会でのテーマは、「第一分科会（青少年）」「報道と青少年の人権や青少年条例をめぐる諸問題、性表現をめぐる問題。第二分科会（人権・名誉）」「医療報道と人権・警察発表と取材の在り方、実名・匿名報道の問題点、取材・報道への干渉、第三分科会（広告）」「広告規制緩和の動き、比較広告・意見広告、広告の責任、広告取り扱い上の問題点」となっている。

このうち、特に本稿のテーマに関係するのが、第二分科会の「警察発表と取材の在り方」をめぐる論議である。分科会での話し合いの内容は、大会レポートが触れている。以下に引用したのはその一部である。

「警察発表ミスにより各社が一斉に報道・訂正を行った、元キックボクシング全日本チャンピオンの事例は、全国どこでも起こる可能性が十分にある。——警察発表と取材の在り方では、このような認識のもと、現代のジャーナリズムの持つ危険性について論議を深めた。

そこでは、特に新聞・放送などの締め切り時間に追われていることや、情報は警察側が厳しく管理していることなど、発表ものの内容の確認がとりづらい状況も報告されたが、『発表通り報道し結果的に誤報であったとすれば、法律的には問題は少ないかも知れないが、倫理的には許されるのだろうか』『大勢の読者に、一体どう説明したら良

いのか』など、報道の倫理、読者との信頼などの観点から自省の声が聞かれ、発表への依存度を極力少なくしていくことで一致した。そしてそのためには『発表に頼らなくても済むような取材力のある記者を養成していかねばならない。』『記者クラブ一丸となって、発表の在り方まで監視できるような体制をつくる必要があるなどの方策が打ち出された。』⁽⁷⁾

右の引用文から、『花形』事件が、かなりのショックを与えたことが読み取れる。そして、『花形』事件をきっかけに、報道界に発表依存に対する反省の声がきかれるようになったことをも報告している。

大会レポートは、『花形』事件のような誤報が、「全国どこでも起こる可能性が十分にある」こと、及び、こうした認識に立った上で、第二分科会で、「警察発表と取材の在り方」をテーマに論議が重ねられたと述べている。

このことは、『花形』事件が例外的な誤報の事例ではなく、常に潜在的に存在し、いつでも発現する可能性があること、そして背景には、新聞の発表依存体質があることを報道界みずから認めていることを意味する。少なくとも、日本の新聞の誤報の土壌に、客観主義報道と深いつながりを持つ発表依存体質があることは事実である。

(2)八〇年代の報道の自由をめぐる問題が、匿名・実名報道、新聞の発表依存体質であることは、はっきりしている。七九年の対談での指摘は正しかった。

匿名・実名報道は、浅野健一氏等の運動もあって、緊急の課題として注目されている。新聞の発表依存体質は、『花形』事件によって、存在が確認される結果になった。そして、発表依存の最大の危険性は、情報操作の可能性である。

原氏は、このことをすでに、「情報化社会の進展につれてエレクトロニクス・メディアによるスピードへのニーズが一段と強まり、発表をそのまま右から左へ流し伝える客観報道がいよいよまかり通っている。情報内容の判断や評

価よりもまず、そういう発表があった、発言があった、発表の予告があった、という事実^⑧に依拠して報道する。その度合が強まっている」と明確に指摘した。原氏のこの指摘は正鵠を射ていると思う。

客観・主観主義報道の論議はともかく、発表依存にひそむ最大の危険性は、この点にあると思う。

さらに、具体的に当局の情報操作が行われていることを報告する文章もある。以下に引用したのは、ジャーナリズム論の新井直之教授が、八三年のジャーナリズム界を総括した文章の一部である。

「一九八三年は、国際的な大事件が相次いだ。……そして、これらの事件すべてに共通しているのは、真相がいずれも明らかでないことである。むろん、だれかが真相を知っているはずである。それは当事国の政治権力者であるはずだ。だが政治権力は、事実を秘し隠して語らないのである。

このような情報操作、ひいては世論操作は、国際的な大事件だけに見られるのではない。国内・国外のいろいろな出来事にも見られる。自民党の中川一郎氏の自殺は、警察によって『心筋梗塞による急死』と発表された（一月十三日参照）。黒木従達・東宮侍従長の死亡場所を、宮内庁は秘匿しようとした（一月二十八日参照）。米国のグレナダ侵攻は、レーガンによる完全な報道管制のもとで行なわれた（十一月六日参照）。

一方では、政府の広報番組に中曽根首相自ら出演し（三月十九日参照）、レーガン米大統領の来日にあたっては、首相、大統領ともテレビを精一杯に利用して政治ショーを演出する（十一月十一日参照）。そして総選挙では、首相が新聞を激しく攻撃する（十一月三十日参照）。

このようなジャーナリズム操作、情報操作が目立って行なわれたのが、一九八三年のジャーナリズム状況の第一の特徴である。この状況のもとでは、隠された事実を探し抜くことと、操作に乗せられないようにすること、毅然として主体性を貫くことが、いよいよジャーナリストに要求されるのである。^⑨」

この文章で述べられている個々の具体例は情報操作が行なわれ得るという可能性の段階ではなく、現に行われていることを示すように思われる。少なくとも、後に引用する資料は発表の際に、何らかの当局の配慮が働くことを示唆している。こうした当局の情報操作の動きに対して、新聞の発表依存体質が、助長する方向に働くことは十分に考えられる。

すでに、三〇年以前に公刊された論文のなかで、故宮沢俊義教授は、「新聞の自由の特色は、なによりも国家の政治権力からの独立にある。新聞記者は民主政治に缺くことできない前提としての言論の自由をとおして公正な世論を育てあげることに関与することを使命としているから、それは、その体質上、ほかの何よりも、国家によるコントロールになじまない。戦争時代に見られたような新聞の官報化は、新聞の自殺である。」¹⁰と、新聞の公権力からの独立の重要性を強調している。このことは、むろん、今でも真理である。

しかしながら、残念なことに、現在の新聞の発表依存報道は、この要請を満たすとは考えられない。発表依存体質は、独立どころか公権力による情報操作の温床になりかねないのである。

(3)新聞の発表依存で問わなければならないのは、情報操作の危険性である。原氏は、すでに情報操作の危険性を指摘している。しかし、原氏の発表依存批判は、主観主義報道論の立場からである。原氏の問題提起とは、また別の角度から、「発表ジャーナリズム」の危険な側面を考えてみたいと思う。

「知る権利」の面から考えてみたい。新聞に限らずマスメディアと市民との立場の相互互換性がなくなってからひさしい。情報の送り手・受け手の二極分化が進み、情報の流れはメディアから一般読者や視聴者へ一方通行になった。このために、新聞その他のメディアを、「知る権利」の代行者と理解する傾向が強くなっている。

報道機関は、「知る権利」に対して、市民と情報源との間を媒介する役割があると考えられるようになった。新聞

の「報道の自由」も、「知る権利」との関係でとらえなおされるようになった。

「知る権利」は本来は政府や行政機関が保持する公的情報に接近し、入手する権利を意味する。つまり、「知る権利」は、公的機関に対するものであって、新聞社に法上の権利を主張することを認めるものではない。したがって、市民と新聞社に法的権利義務関係が生じることはたい。しかし、新聞その他のメディアは、市民と情報源との媒体として、「知る権利」にもとづく信託にこたえる責任があると考えられてもいる。このため、報道機関の「報道の自由」も「知る権利」の実現という文脈でとらえられるようになった。「『報道の自由』は、国民の『知る権利』と深く結合することによって、真の意味をもちうるようになる。報道機関、新聞の報道の自由は、かくして、第一にその前提として、取材活動の自由が保障されなければならないし、第二に、報道の内容が国民の『知る権利』に対応するだけの質と量をそなえていなければならないこととなる。」と理解されるようになった。¹¹⁾

この「知る権利」と「報道の自由」との関係からみて、発表依存体質から生みだされる新聞報道が、果たして「『知る権利』に対応するだけの質と量をそなえてい」といえるかが、ここでのポイントである。

〔注〕

- (1) 稲葉三千男・新井直之編著『新版・新聞学』（日評社・昭和六三年）の有山輝雄執筆部分、二七―三一頁を参照した。
- (2) 松井茂記『「マス・メディアと法」入門』（弘文館・昭和六三年）六一―七頁。
- (3) 原寿雄「発表ジャーナリズム時代への抵抗」（『新聞研究』七九年二月号一六頁―二三頁）。
- (4) 前沢猛『マスコミ報道の責任』（三省堂・昭和六〇年）二二頁。
- (5) 「マスコミの焦点——エイズ報道、警察発表などを討議」（『新聞研究』八七年二月号）七九頁。
- (6) 前掲（5）八〇頁。

- (7) 前掲(5) 八〇頁。
- (8) 前掲(4) 一六一―二三頁。
- (9) 新井直之『新聞の読み方、考え方——マスコミ日誌 83』(潮出版社・昭和五九年) 二三七―三三八頁。
- (10) 宮沢俊義「新聞の責任」日本新聞協会編『新聞の自由』(岩波書店・昭和二七年) 所収、二三頁。
- (11) 前掲(1) 三〇一頁(石村善治執筆部分)。

三 新聞の発表依存体質

(1)新聞の発表依存は、犯罪報道にあらわれる場合が少なくない。犯罪報道には、“特ダネ”的な事件が比較的少ない。報道価値がそれほどないためもあって、発表内容を追跡調査しないで、そのまま記事にすることが多い。

一般に、裁判所も、公式発表の場合に裏づけ取材を要求しない。裏づけ取材は、注意義務と考えられていない。結果的に誤報だったとしても相当性の判断基準によって免責されることが多い。

昭和四一年六月二三日最高裁第一小法廷判決は、「『署名狂やら殺人前科』名誉毀損事件」について、「民事上の不法行為たる名誉棄損については、その行為が公共の利害に関する事実に係りもっぱら公益を図る目的に出た場合には、摘示された事実が真実であることが証明されたときは、右行為には違法性がなく、不法行為は成立しないものと解するのが相当であり、もし、右事実が真実であることが証明されなくても、その行為者においてその事実を真実と信ずるについて相当の理由があるときには、右行為には故意もしくは過失がなく、結局、不法行為は成立しないものと解するのが相当である(このことは、刑法二三〇条の二の規定の趣旨からも十分窺うことができる。)」——と述べた。

刑法の名誉毀損罪については、「『夕刊和歌山時事』事件」について最高裁大法廷が、以前の最高裁判決(昭和三

三年（あ）第二六九八号、最高裁三四年五月七日第一小法廷判決、刑集一三卷五号六四一頁以下）を変更して、「刑法二三〇条ノ二の規定は、人格権としての個人の名譽の保護と、憲法二一条による正当な言論の保障との調和をはかったものといふべきであり、これら兩者間の調和と均衡を考慮するならば、たとい刑法二三〇条ノ二第一項にいう事実が真実であることの証明がない場合でも、行為者がその事実を真実であると誤信したことについて、確實な資料、根拠に照らし相当の理由があるときは、犯罪の故意がなく、名譽毀損の罪は成立しないものと解するのが相当である。」^②と、した。

最高裁及び他の下級審が、誤報事件に関して、民事刑事事ほ共通の論理に基いて、免責するのは、表現の自由との関係で、報道の自由・取材の自由への配慮があるからである。

最高裁が、報道の自由をたかく評価するのは、たとえば、昭和四四年一月二六日に大法廷が判断を下した「博多駅テレビフィルム提出事件」決定によく表現されている。——「報道機関の報道は、民主主義社会において、国民が国政に参与するにつき、重要な判断の資料を提供し、国民の『知る権利』に奉仕するものである。したがって、思想の表明の自由とならんで、事実の報道の自由は、表現の自由を規定した憲法二一条の保障のもとにあることはいふまでもない。また、このような報道機関の報道が正しい内容をもつためには、報道の自由とともに、報道のための取材の自由も、憲法二一条の精神に照し、十分尊重に値するものといわなければならない。」^③

「事実の報道の自由」は、憲法二一条の保障のもとにある。また、取材の自由も「報道のため」に、憲法二一条の精神に照らして尊重されねばならない、と同判決は述べる。

報道の自由は、「表現の自由」によって保障される。しかも、同最高裁決定は、報道は、「知る権利」に奉仕するものである、とさえ述べている。

裁判所の判断は、それはそれで良いと思う。報道機関への期待には、それ相当の理由がある。しかし、果たして、裁判所が期待するような基盤に立って、新聞が報道を行っているかどうかである。「知る権利」に奉仕するのが新聞の使命だと考えているかどうかである。

新聞記者側が、こうした一連の報道事件判決をどうとらえているのか。誤報であっても、裁判になった場合、よほどのことがない限りは、責任を問われることはないと考えているフシはないだろうか。

裁判所の判断が、報道側に友好的なのは、むろん、報道が、名誉権・プライバシー権・肖像権等の人格的権利に常に優位するという趣旨ではない。裁判所は、本来のあるべき姿としての報道を前提にして、報道・取材の自由を考えている。

しかし、報道の実際はどうだろうか。新聞も企業であるから（ただし、新聞も企業だであって、新聞は企業だ、ではない。それに、「報道の自由」は、企業体としての新聞経営とは、直接関係しない）。人手不足や、経費節約といった事情もあろう。特に、小さな記事の多い犯罪報道には、経営論理からのしわよせが集まりやすい。そうであるから、犯罪報道に、発表依存の弊害があらわれやすくなる。

しかし、こうした事情は、いうならば、新聞社の社内事情であろう。

名誉権保護やプライバシー権侵害の救済といった問題とは性格を異にし、別次元で論じなくてはならない。少なくとも、経営と人権保護は、区別する必要がある。誤報は、人権の領域の問題である。記事の大小や人員の側面がどうであろうとも、誤報はやはり誤報というほかない。誤って報道された側の救済が重要である。

『花形』事件も、エリート銀行員の幼女餓死報道も、発表依存体質による誤報の具体例である。

(2)花形選手恐喝誤報事件——『花形』事件は、警察の公式発表をもとにした犯罪報道がまったくの誤りだったとい

うものである。元キックボクサーの花形満選手が、恐喝事件の「犯人」として逮捕されたという報道がなされたが、まったくの別人だったという事例である。花形選手本人は、犯罪事件とは何の関係もなかった。

何故、こうした失態が生じたかというところ、捜査当局が、暴力団組長のキックボクシングチャンピオンの『花形満』だと自称した言葉を真にうけて、記者を前に、元チャンピオンの花形を逮捕したと発表したからである。

組長が以前にキックボクシングの経験があり、花形選手に似ているという事情はあるようだが、それにしても不様な事件である。

新聞の発表依存の報道は、次節でとりあげる『支店長はなぜ死んだか』のなかで上前氏が紹介した「足田レポート」が指摘していた。足田氏は、幼女餓死事件を克明に追いつづけ、真相を明らかにし、警告を発した。

しかし、『花形』事件は、現在でもなお依存体質が改まっていないことを暴露している。まさに、「十年たった現在まで、新聞のこの体質はいつこうに変わっていない」⁽⁴⁾のである。

以下に、当日の夕刊記事を参考までに引用する。事件は各新聞が報道した。引用したのは『朝日新聞』の記事である。ベタ見出しで、「元キックボクシングチャンピオン」の犯罪を報じている。

金と健康器具脅し取り逮捕 元キックチャンピオン

警視庁暴力団犯罪取締本部と中野署は十二日までに、元キックボクシングチャンピオンで暴力団組長の東京都〇〇〇〇〇〇〇〇〇、A(四〇〇)を恐喝の疑いで逮捕した。

調べによると、Aは昨年八月、健康器具販売会社役員(五八)に、借金を頼んだが断られたため、「おれは人殺しだってできる」「さからう者にはヤキを入れる」などと、五万円を脅し取り、さらに一カ月後、四十八万円相当の健康器具を脅し取った疑い。

Aは「花形満」のリングネームで、四十五年、キックボクシングの全日本ウェルター級チャンピオン。四十八年に引退し、暴力団組長になった。

『朝日新聞』の昭和六二年六月十二日付夕刊四版九面の記事である。記事は、暴力団組長を実名で報道したが、ここでは氏名・住所を伏せた。元キックボクシング・チャンピオンとして、一世を風靡した『花形満』の犯罪事件である。

右記事を読むと、『花形満』は引退後、暴力団組長に転身したことになる。むろん、こうした事実はない。しかし、人は変われば変わるものだという印象を持たれた向きも少なくなかったのではないだろうか。

何故こうした大誤報が生じたのだろうか。警察もみわけられないほどのそっくりさんだったのかどうかはわからないが、報道以前のどの段階かで、誤りが発見できなかったのだろうか。警察の発表がそのまま報道されたという事実、この事実の持つ危険性こそが、日本の新聞ジャーナリズムに蔓延する発表依存体質だといったら言いすぎだろうか。犯罪事件に限らず、当局から大量の情報提供が行なわれている。発表洪水である。この点は、後に再度考察する。こうした大量の情報のなかで、新聞のチェック機能がおぼれかけているのだろうか。情報を追うのではなく、逆に情報に追いかけられ、のみこまれる皮肉。

洪水のなかで、新聞の公権力チェック機能がおとろえはじめているとすれば、これこそ真に危険な兆候だといわなければならぬ。

報道の自由、新聞その他のメディアの自由は、知る権利の実行という意味において考えなければならぬからである。

い印象が残っていると話す。

一方のAについては、「キックボクサーとしての記憶はほとんどない。引退してジムのオーナーになり、ときたまうちに来ては、暴力団組長の名刺を見せ、新しいジムを作る話などをしてきた。当時から、口だけは達者だった」。

Aは、傷害や盗みで何度も捕まっている。最近はそのたびに「花形満」を名乗っていた。今回も、取り調べの刑事に「おれは元キックボクシングチャンピオンの花形満」とすごんでいた。同署はキックボクシング関係者に問い合わせ、花形選手が活躍した記録があったことを確認しただけで、Aのウソを真に受けてしまった。「暴力団組長逮捕」が「元キックの王者逮捕」の発表になった。

同署は、ニュースを見た花形選手の知人の電話で間違いに気付いた。同夜、江尻武市署長があわてて会見し、間違いを認めて「花形選手に一刻も早くおわびしたい」と頭を下げた。

Aは「花形選手にちょっと似ていて、よく間違えられたので、名前を使った。申し訳ない。」とうなだれている。

同夜遅く抗議の会見をした花形満さん(四二)は、運転免許証で本人を示したのち、「新聞を見た友人から『何をやったんだ』と電話を受け、間違われたことを知った。出たあとで間違いといわれても、どうしようもない。Aは全く知らない。」とぶ然とした表情で話した。

おわび 十二日付夕刊で、「金と健康器具脅し取り逮捕 元キックチャンピオン」の記事を掲載しましたが、逮捕されたのは別人とわかりました。おわびして訂正します。

誰の目にも、捜査ミスが明らかである。捜査当局のエラーは、かくしようもない。新聞が警察の責任を追求するのは当然である。しかし、ここで注目したいのは、当局の誤発表が誤報につながったという事実である。

「出ればほとんど負けだった暴力団組長のウソに警察はだまされ、人違い発表が誤報につながった。」という事実である。

何故、誤発表が誤報につながったのか、そして、情報源と市民を媒介する新聞の責任を問わなければならない。

『花形』事件は、新聞の発表依存の存在を実証する事例である。発表の鵜呑がもたらす危険な側面を証明した誤報事件である。

新聞は当局の広報紙ではない。市民が新聞に期待するのは、「知る権利」の代行である。新聞の媒介者としての責任は、広報紙としての責任とは、本質的に異なるはずである。

しかし、新聞は、自己の責任については触れていない。広報紙ならばともかく、新聞の自律性をも問う必要があったのではないか。警察の人まちがい逮捕の責任はおおうべくもないが、新聞の発表鵜呑報道も、「知る権利」の観点から見た場合、重要な問題を含んでいる。

(3)「足田レポート」——同レポートは、具体的な犯罪報道の追跡調査を通して、新聞の発表依存体質と、その危険性をあきらかにした。「足田レポート」は、朝日新聞の足田記者が、自社の新聞に掲載された報道記事（犯罪報道）に疑問を持ち、真相を追ううちに、誤報だったことが判明する、というものである。

足田記者は、追跡結果を自社の社内誌に発表した。これが、「足田レポート」である。ジャーナリスト出身の上前淳一郎氏が、昭和五二年一月号の『文藝春秋』誌上の「支店長はなぜ死んだか」のなかで引用紹介したため、知られるようになった。ただし、注意しなければならないのは、上前氏は自論の主観主義報道論を展開する際の資料として、足田レポートを用いたのに対し、足田氏は、主観客観主義報道について、何も述べていない点である。上前氏が主観主義報道論に立っているのは、はっきりしているが、足田氏については、あきらかでない。

「支店長はなぜ死んだか」——この題名タイトルがしめすのは、某エリート銀行員の自殺である。そして、彼の自殺の背景には、幼い自分の娘を餓死させた鬼のような父親と報道した新聞報道がある、とされる。

昭和五〇年五月九日付の『朝日新聞』は、一流銀行の東大卒エリート行員が、自分の娘を餓死させたという内容の

報道を行った。新聞は、行員を「犯人」として、娘を餓死させた父親ときめつけた。翌昭和五年一月、銀行員は、有罪判決をうけた。そして、銀行員は、判決当日、電車にとびこみ生命を断った。餓死事件もショックな殺人として報道されたが、とびこみ自殺も大きく扱われた。

冷酷で残忍な父親像がイメージされた。しかし、これは警察当局によって作られた父親像である、と足田レポートは指摘する。そして、何故、こうした父親像が報道されたかと言えば、警察発表への依存が原因だという。

当日の『朝日』の記事は、上前氏の『支店長はなぜ死んだか』に「資料I」として転載されている。

足田レポートは、餓死事件の真相を追い、発表依存質の存在をあきらかにし、依存克服への提言を行った。

足田氏は、発表依存克服の方策として、「①警察の発表内容を一度は必ず疑ってみる。②現場へ行くか関係者に当るかして、裏付け取材をする。③足りない材料で無理に話の筋を通そうとしないといったこと」を提言している。

矢野勝文氏は、足田レポートに、「『発表ジャーナリズム』の一つのケースをつぶさに調査し、ジャーナリズムの内部から鋭い警告を発したこと、そしてジャーナリズムのあり方を真剣に考え、改革しようと心あるジャーナリストに深い影響を与えた点で戦後のジャーナリズム史上、屈指の重要な文書だと確信する。」と最大級の賛辞を送っている。

さて、上前氏は、足田レポートが書かれるまでの事情について、「発端になる事件が起きたとき、新聞は悲劇的なトーンの中に、エリート銀行員を冷血かつ残酷な父親として報道した。そして九カ月後、彼が自殺したとき、衝撃的にこれを伝えることでいわば罪を許した。事件は九カ月でマスコミ的には完結し、他の事件と同じように、もはや用のないものとなった。

ところがここに、銀行員自殺の記事を読んで、どこかおかしい、と感じた人がいた。冷酷な父親像を打ち出した当の新聞社の中に、である。

疋田^{ひまた}桂一郎、という。朝日新聞編集委員の肩書をもつ、社会部育ち、五十歳を起えたベテラン記者で、故^{ふかしろじゅんろう}深代惇郎の前に天声人語を書いていた名文記者である。

事件を初めから調べ直してみる気になったのは『この自殺の記事にあった銀行員の奥さんの談話を読んでから』のことであった、と疋田氏は記している。発端になる事件の報道と夫人の談話との落差の大きさの間に、なにかがある、とベテランの直感は働いたのであろう。

膨大な公判記録を中心とする事件関係の資料に、疋田氏は一つずつあたっていった。その主なものは次の通りである。⁸と解説している。

次の個所で、上前氏が追跡調査したものとして、「警察官による事件捜査報告書」、「妻の供述調書」、「起訴状」、第一回から第七回公判までの「公判調査」、その他をあげている。

疋田氏の「半年を超える調査のち氏は、氏には予想通りであったかも知れないが、読者にとっては驚くべき結論を発見する。冷血で残酷な父親、という銀行員の像は、新聞によってつくり上げられたものだったのである。新聞の上でこの事件を『幼女殺し』ときめつけたことにも、疋田氏は重大な疑問を提出する。そして、話を一般論に発展させて、こういうのだ。

『警察につかまるのは悪人にきまっている。悪人については何を書いてもかまわない、とでもいうのだろうか。このような事件報道が、人を何人殺してきたか、と思う』⁹と、疋田氏の弁をひきながら、新聞報道のあやまりを指摘する。疋田氏の調査結果は、「朝日新聞社の調査研究室が社内の幹部だけに配布している『調研室報』に『ある事件記事の間違い』と題して三十一ページに記者のための研究資料として転載され」¹⁰た。

ところで、問題の『朝日新聞』夕刊の記事はどのようにしてつくられたか。記事ができるまでのプロセスについて

は、上前氏が『支店長はなぜ死んだか』のなかで触れている。それによると、経緯は次のようになっている。

「警視庁広報課の発表連絡票（昭和五十年五月九日）によると、『銀行員父と精薄の二女殺し容疑で逮捕』と題して成城署から連絡があった事件の概要が、同日午前二時十五分に七社会で発表されている。

七社会というのは、朝日新聞が加盟した警視庁記者クラブの一つ（警察庁内には記者クラブが三つある）で、各社とも警視庁内に「泊り番」と呼ばれる宿直記者を置いている。発表連絡票は、この時間にこういう発表をした、という記録を残すためのものである。

ここでの発表はたいして事件発生だけを知らせる簡単なものであることが多い。発表を聞いた朝日の泊り番は、電話で本社社会部へ連絡をした。これをうけた本社の朝刊デスクは、本社での泊り番であったA記者に、成城署へ行って詳しく取材するよう指示している。

成城署には当直のI次長がいて、A記者は次長だけから明け方まで三時間にわたって取材し、夕刊用に記事を書いた。それがさきに掲げた△資料I▽の記事である。

……それでは次長は、どういうふうになA記者に話したのか。その記録はない。A記者のメモも残っていない。

ただ、警察側が容疑者である父親から聞きとった供述調査が、法廷記録の中にある。これはA記者が取材に行く数時間前に捜査員が作成したものであり、次長の発表の基本になったものだと考えられる。その全文は次のとおりである。¹¹

この後に、資料IIとして、父親の供述調書が掲載されている。自殺した銀行員が、昭和五〇年五月六日、警視庁成城署で供述した調書である。供述調書それ自体にも疑問がないわけではないが、ここで注意すべきは、調書を下敷にした警察の発表内容が記事につながった点である。記事が、警察の発表を鵜呑みにして書かれたことが、うかがえる。

発表依存体質が、ここでも顔をのぞかせている。

少なくとも、記事が、警察発表をもとにつくられたことだけは確かである。警察の発表内容が、情報源ニュースソースになった。裏づけ取材はなく、発表が、そのまま記事につながった。

この点は、『花形』事件と共通する。

上前氏は、A記者者が、事件に関する裏付け取材をしなかった、と報告している。当初、A記者には、裏をとる気持ちはあったようだが、結局、取材は行なわれなかった。上前氏は、A記者が裏づけ取材をしなかったことについて、これが普通だ、という。

上前氏は、A記者の記事に触れて、「事件の周辺、あるいは裏づけの取材をA記者はしていない、最初に警察に変死通報してきた小児科医には会いたいと思ひ、連絡をとったがつかまらなかったらしい。次長の話だと、支店長夫人はまだ入院中で自宅には誰もいないという。こちらの取材ははじめから捨てた。

ただ、私がそういったからといって、A記者を怠慢だと責めているわけではないので、ふつう警察発表をもとに記事を書く場合、多くの記者が裏づけ取材をしない。

というのは、容疑者は警察の手中にあり、どこをどうほじくってみたとところで、事件の本筋について警察発表以上の事実を握ることはむずかしいからである。しかも次長はその警察署の広報担当者、事件の発表責任者であり、これ以上のニュース・ソースは探しにくい。

さらにこの事件のような場合、警察がわざと嘘を発表したり、捜査の都合上何かを隠したりする必要もない。安心して次長の話を聞いていればいいのである¹²とする。

同業者のA記者への共感だろうか、それとも同情だろうか。

しかし、視点が異なれば、問題のとらえかたが異なることもある。ここでは、報道関係者のそれではなく、読者の立場から見ている。はたして、「このような場合、警察がわざと嘘を发表或したり、捜査の都合上何かを隠したりする必要もない。」と断言できるのだろうか。

嘘や情報を隠蔽する必要のある事件とそれ以外の場合をどうやって区別するのだろうか。経験だろうか、それとも直感がものをいうのだろうか？

それはともかく、仮に、警察発表を信頼するにしても、警察が意識しないままに、誤った内容を発表したならばどうだろうか。『花形』事件では、警察のミスがそのまま報道につながった。発表依存体質が発表内容をそのまま報道記事に転換したことは否定できない。

当局発表といえども、情報源の一つである。重要な事実を述べているだろうが（その意味で第一の情報源である）、百パーセント真実を伝えているともいえない。『花形』事件は、その具体例である。

原氏は、「捜査当局の調べに依拠してその言い分を全面的に報じながら、被疑者の言い分は報じていない。刑事事件では捜査当局が原告であるから、これは一方的な原告ジャーナリズムがまかり通っているといえるものであり、事実報道に明らかな偏りがあることは否定できない。」¹³という意見を述べている。

警察当局の発表に限らず、被疑者その他の周辺情報の裏づけ取材を行っていたら、『花形』事件や、銀行員の誤ったイメージ報道を未然に防止することができたかも知れない。

(4)警察発表と犯罪報道——「『発表ジャーナリズム』は、ニュースソース側にとっては情報を操作できるという点で、メディア側にとっては特オチを避けられる点で、双方にとってまことに『便利』なシステムである。」¹⁴引用したのは天野勝文氏の論文（「新聞と現代」）の一部である。

天野氏は、発表依存は、公権力・新聞メディア両者にメリットがある、という。当局にとっては、可能な情報操作の範囲が広がる、新聞にとっては「特オチ」の回避ができる、という。

「特オチ」とは、「特ダネ」とは反対に、他の新聞が報道したにもかかわらず、自社が記事を「落として」しまうことである。新聞には「特オチ」恐怖症がある、との指摘もままみかけれる。「特オチ」は、新聞にとっては、おそるべき事態である。横ならび指向とでもいえば良いのだろうか、ともかく、他社が報道しているのに、自社が、記事を「落とす」ことを極度におそれる。おそるべき「特オチ」を避けるのに、発表依存は格好の避難場所になる、といわれる。

たしかに、記者クラブでの発表をもとに記事を書いていけば、「特ダネ」を持って行かれることも少なくなるだろうし、何よりも、自紙だけが報道しなかったという醜態をさけることができる。しかし、記者クラブでの発表と取材の実態がどうかは、部外者にはなかなかわからない。記者クラブが、日本に特有な制度だということもある。そして、クラブ加盟の新聞社に記者を限定して、情報提供その他の便宜をはかる点にも問題がないわけではない。

記者クラブについては、別の機会に論じることとして、ここでは、犯罪報道をめぐって生ずる警察と報道記者との関係、警察取材のありかたを考えてみたい。

『ガイドブック警察回り入門』というパンフレットがある、という。読売新聞社が、自社の新人記者教育用として編集したものという。

内部文書ということもあって、原本は入手できなかったが、浅野健一氏が、あるルートから手に入れたものが、同氏の著作に掲載されているので、これを転引用させていただきたいと思う。

ところで、書店で簡単に購入できるのは、同じ読売新聞社発行のペーパー・バック、『書く立場書かれる立場——読売新聞社の「報道と人権」』である。この市販本は、冒頭の「あいさつ」のなかで、「最初の計画は純粹に社内用

の基準作成にとどまっていたのですが、……プランが拡大、ついには社内だけではなく、読売諸賢の机上にも備えてもらおうと、公刊に踏み切りました。読者に支持され、信頼される自由な新聞こそ民主主義社会の根幹だと私たちは信じており、新聞作りの舞台裏をさらけ出し、知る権利や人権についての私たちの認識と努力を読者に知ってもらうことは読者を結ぶきずなを、より一層強める絶好の機会だと考えたのです。」¹⁵と発行の動機を語っている。同社の、報道に際しての人権保護との調整及至調和を扱った報道ガイドラインといった性格の基準書であろう。

しかしながら、実際に基準書通りには行かないものらしく、『警察回り入門』に載せられた一線記者の認識とは必ずしも一致しない。

『入門』では、記者が、「記者になると先輩から『対立する立場にあるときは必ず双方の言い分を聞け』とくどいように言われる。そのくせ、サツ回り初日から書かされる逮捕原稿は、ほとんどが『一方通行』である。被疑者に面会し話を聞くことなど絶対に不可能だ。」¹⁶と率直に感想をもらしている。

現実には、警察発表一本やりで報道が行なわれている。しかし、報道には、知る権利・人権保護の側面から社会的責任が課される。記者は、「多くのサツ回りが、その第一歩で『理論と実践の矛盾』に悩むことになる。」¹⁷

記者は苦悩する。しかし、結局、このなやみは、警察と新聞の信頼関係のなかに解消してしまう。『入門』から引用した文章のなかで、先輩記者は新人記者に、「新聞記者と警察は、昔から深い信頼関係にあった。日本の警察が優秀で、逮捕、送検後の起訴率、有罪確定率が極めて高いこともその裏付けであった。戦前ならいざ知らず、戦後の民主警察には特にこのことが言える。『〇〇署の調べによると』として新聞が報道するのは、新聞社側の『免責』ということだけではなく、社会悪の追求と社会正義の追求に対するこの信頼度が大きな支えとなってきたことは間違いない。」¹⁸と助言する。

警察は、「社会悪の追求と社会正義の追求に対する信頼度」において、新聞が頼みとすべき存在なのである。日本の警察は、起訴率、有罪確定率という数字の面で、すぐれた民主警察なのである。新聞記者の、警察に対する「信頼」をこれほどみごとに言い表した文章はちょっとみられない。

『入門』は、読売新聞編集の社内用パンフレットである。浅野氏によると同パンフの体裁は、「B6版で一〇四頁。裏表紙には読売の社旗が印刷されている。奥付には△昭和六一年初刷五月初版第二刷▽非売△※無断・複製を禁ずる▽とある。」¹⁹と、いう。浅野氏は、まずマスメディア研究誌の『創』²⁰誌上で公開した上で（八七年一月号）、自著に再録した。

また、朝日、毎日も同種のテキストをつくっているという。「最近、読売新聞と朝日新聞が相次いで匿名報道主義からの防衛を目的とするテキストを発行した。」²⁰や、毎日には、『取材入門読本』という名の社内用パンフレットが準備されている²¹といった報告がある。

では、一方の当事者である警察は新聞記者との関係をどのように考えているのであろうか。警察官はその職業上おかれた立場もあって、なかなか本音を口にするのがむずかしいようである。

ただ、調べた限りでは、警察官OB氏の次のような文章がある。引用原本は、田中一京氏の『警察捜査の決め手——世界一の治安を保つ日本警察の知られざる実態と是非論』（青年書館発行）である。（なお、田中氏の略歴は、「一九四二年大分県生まれ。昭和三十六年兵庫県警察司法巡查拝命。司法警察員巡查部長を経て昭和四十五年退職。その後コンサルタント業務を開業」となっている。）

同著のなかで、田中氏は、警察と、報道機関とのちがいを指摘したうえで、両者の関係について述べる。「報道の形にもいろいろあるが、その中で最も問題とされるのは調査報道である。警察ならば捜査権を持って犯罪捜査を行い

人権侵害にならないように細心の注意を払う。しかし報道関係者が独自に調査する場合、ことさら事件関係者を表面に出し、大袈裟に問題を取り上げる傾向が見られ、地味な調査によって事件の核心に迫るといった本来の姿勢を忘れ、単に視聴者あるいは読者の好奇心を煽り立てるだけのものではあったり、独断、偏見、驕りなどによる奇妙な使命感や錯覚にもとずいた調査に終始しているのだ。だが、報道した後の責任について考えてみると、いかに報道し放した後には知らないといった無責任な態度をとっているか。また、話題性がなくなりニュース価値が薄れてくると、いともあっさりとは片付けてしまい、他人事であるとばかりに知らぬ顔を決めつけ、後々まで責任のある姿勢を示さないのである。報道関係者がなぜそうした無神経な態度を平気で取れるかといえば、弱い立場にある犯罪者の家族とはまったく利害関係がなく、責任を課せられた事件報道さえ終われば自分の役割は果たしたといったような驕りがあるからである。

こう考えると報道関係者はこうした基本的な問題をないがしろにして、ことあるごとに報道の自由を唱え、知らせる権利だけを大義名分として振りかざしても、市民の同意を得ることは難しく、自ら姿勢を正していかなければ今以上に信頼を失うことになる。電波や活字は公共性があり第三者に与える影響が大きいだけに、より自重自戒の姿勢を強く持ち、犯罪者の家族など特殊な状況下にある社会的弱者を救済する立場、保護する立場に徹し報道する必要がある。警察は犯罪を未然に防ぐという職務上の使命があり、その中には当然犯罪者の再犯を防止することも含まれ、無責任な報道によって犯罪者の家族が自暴自棄になり、新たな犯罪を犯すなどのことを防がなければならない。こうした事件そのものに対する考え方の原点及び事件に取り組む姿勢が警察と報道関係者は違うのであるが、事件の陰で泣く犯罪者の家族が必ずいることを考えておかなければならないと思う。……マスコミが事件報道をするとき最も基本とする姿勢は、警察などの犯罪捜査機関の行う捜査を邪魔することではなく、社会悪を独自の立場から糾弾すると同時に警察などと協力し、常に社会正義の立場に立って事件をとらえていかなければならないことである。」²²⁾

田中氏の指摘の位置づけは、意外にむずかしい。

現役の警察官ではないという点を、ひとまずおくにしても（それだけに思うところを自由に言えるということもあるが）、氏の意見が、警察内部にどの程度共通するかが、はっきりしない。警察に共通の認識なのか、個人的な見解とみた方が良いのか、資料不足で、今のところ何とも言えない。しかし、新聞に田中氏が共同歩調を要請し、社会正義の立場から、社会悪の糾弾を呼びかけていることだけは、はっきりしている。

警察との協力と仰合、密着とゆ着の相異の判断も相当に困難である。協力といいながら、当局への追隨が実態であったり、密着といいながら、実はゆ着を糊塗する美名でないともいいきれない。

「警察は、市民生活のすみずみに影響力を持つとうとしている。警察が教育・労働問題に介入することを認めないのが私たち記者の立場でなければならない。警察国家に反対する視点はここにはない。犯罪を個人の責任だけに解消せず、犯罪の本当の原因や社会的背景を探る視点やノウハウはほとんど示されていない。新聞は治安を守り、犯罪を取り締ることを目的とする企業ではない。今のような取材方法で『警察と違う視点を持つのは難しい。ひどい労働条件の下で働かされる記者に人間らしい心が育つだろうか。』²³や、「実名主義の犯罪報道では、警察に対し、ある程度の信頼感を持つのだろうか、これでは『警察の動き』を後追いするだけで警察への盲信・服従といっても過言ではない。警察という『新聞以外の力』によって見事に情報操作され、警察管理の枠の中だけで商業主義に基づく特ダネ競争に明け暮れる。こういう構造を変えようというのが匿名報道の実践である」²⁴との見解、また、「日本のマスメディアは、あまりに捜査当局と密着し、治安維持に協力しすぎており、そのために、当局に依存した人権侵害報道を引き起こしやすい状況を生んでいるとの指摘もある。捜査当局とマスコミとの癒着は、恐るべき人権侵害社会を生む危険があるとの主張は、そのとおりである。しかし、殺人現場犯のような場合に、犯人逮捕に協力する市民の立場まで放棄すべ

きだとは思えない。捜査権は、しばしば選択的、ときに政治的に行なわれ、ミスも多い。そういう捜査に常に協力的なことは、きわめて危険であり、人権侵害に加担する結果になる。犯人逮捕にも協力しない、というくらいの非当事者原則が強調される理由はそこにある。ただし、取材した映像などを人権擁護に役立たせるような特殊な場合の例外はあることをいいたい。「スウェーデンのように、治安維持は警察が責任を持つもので新聞は捜査に協力する必要もない、いわんやプレスリアルなど許されない、というのもひとつの社会の行き方であろう。日本社会は自明のこととしてその方向に進むべきなのかどうか。日本のいまの犯罪報道がこのままで良いとは考えないが、日本の治安の良さ、犯罪の少なさを保つうえで新聞が社会的機能をどの程度まで果たすべきものか、どの程度以上、果たそうとしてはならないのか、そのことをどなたかご教示願いたい。」²⁵といった意見の存在は、警察と新聞記者の関係が、必ずしもどかな楽園ではないことを暗示している。

(5) 発表洪水と情報操作——原氏は「発表ジャーナリズム」と名づけ、日本の新聞ジャーナリズムの当局発表依存体質を批判した。²⁶

しかし、原氏、上前氏だけではなく、たとえば、『新聞研究』誌八六年十二月号の佐藤茂氏の「弊害除去は記者の努力から」²⁷、杉山光信氏の「価値前提と客観性」²⁸、同誌八七年二月号掲載の小田原敦氏による「密着すれど癒着せず」²⁹や、八七年四月号の藤田博司氏の「まず情報源明示の努力を」³⁰といったように発表依存体質に直接間接にふれる文章が少なからず存在する。

発表依存体質という日本ジャーナリズムの病理現象は、以前より存在していた。ただ、表面化しなかっただけである。しかも、この病理現象は進行性のものであったらしく、いつのまにか日本の新聞報道に深く根をおろしてしまっただけでなく、発表依存がひきおこす病理現象が具体化したのが、『花形』事件だった。

たしかに客観主義報道の原理と発表依存は深いつながりがある。しかし、主観主義報道に転換すれば、すべて一挙解決というものでもないと思われる。発表依存は、報道原理論だけではなく（それもあるとは思う）、記者の問題意識がかかわるからでもある。情報源と新聞報道との関係が重要である。

新聞報道は、一方的な情報を（当局発表もつまりは公的機関の情報である）、そのまま流し伝えることなのだろうか。新聞と広報とのちがいは何だろうか。

「報道の自由」は、「知る権利」の関係で理解される。この最近の傾向にしたがうならば、意識的であろうと無意識的だろうと、新聞の広報化は避けなければならないことである。注意すべきは、新聞の広報化に伴う情報操作、大衆操作の危険性である。

情報操作、大衆操作は根拠のない絵空事ではない。実際に、情報に手をくわえているフシが随所にみられる。むしろ、戦争中のような露骨な形で行なわれることはない。もっと巧妙、高等なテクニックが駆使される。情報提供の方法であったり、情報の選択であったりする。これに、新聞の発表依存体質が拍車をかける。

情報量の抑制ではない。逆に大量の情報が公的機関から提供される。しかし、提供の実態を検討しなければならぬ。大量の情報を流すことで、真に重要な情報が、他の情報のなかにまぎれこむ。発表洪水である。

新聞の発表依存体質は、容易に情報操作の温床になりやすい。大量の情報を右から左へと流すだけの広報紙に転化しやすい。さらに、日本人は、一般に新聞に高い信頼をおく。また、全国紙の存在も無視できない。全国紙は、日本独自の宅配システムに乗って、毎朝夕、全国津々浦々に配達される。新聞に対する情報操作は、大きな効果をあげることができらるだろう。発表洪水を指摘するジャーナリストは少なくない。しかし、発表洪水は、二〇年以前から存在していたことでもある。そして、同時に、新聞の発表依存体質も指摘されていた。

以下に引用する日本ジャーナリスト会議編集の『マスコミ黒書』（昭和四〇年初版）の該当箇所は、発表洪水による新聞のコントロール、発表内容を安易に受け入れることの危険性をすでに警告している。

「第三に以上とらんで報道機関の取材そのものに対する便宜供与も、日常的なマスコミ・コントロールの手口になりやすい。

もちろんここでいう便宜供与とは、各官庁にりっぱな記者室があり、各社から派遣された記者には、記者会見をはじめ広報資料の配布、レクチャーと称する役人からの説明など、そこに居さえすればひととおりの記事になるくらい材料が与えられる、といったことをさしているのではない。大企業の新規製品開発の発表、工場見学などにまつわるご招待もそれ自身問題であるはずもない。これらが有効な取材源の一つになるか、それとも逆に政府や企業側の宣伝機関だけのものにしてしまうかどうかは、取材する側の問題意識や姿勢にかかわっている。

役所側の『広報』活動がたいへんキメ細かになっている一方、記者のほうは人手不足で仕事に追いまわされることもあって、広報資料の発表もの¹¹の丸写しでノルマをすませしてしまうことが間々ある。『官庁のいい分もやはりニュースの一つ』という考え方もあって、官庁発表がそのまま活字や電波になることが非常に多く、このために報道の内容がたぶんに官庁側にかたよったものになる結果が生じてくる。数年前、毎日新聞社で、日本の一世帯当り貯金額五十万円という総理府発表の記事を発表した印刷工程の労働者が『誤植』ではないかと疑問に思って編集に問いあわせ、デスクも『そういわれると少し多すぎないか』と出先クラブにきき直したという小さなできごとがあった。出先記者がともかく総理府発表どおりとって記事は訂正されることもなかったが、これは事実（発表されたという事実）と真実との関係や記者の問題意識などについて興味ある問題を提供している。つまり、記者の姿勢次第では、取材の便宜供与は一つのコントロールの手段になりかねないということである。³¹⁾

原氏が名づけた「発表ジャーナリズム」そのものである。新聞の発表依存は、昨日今日生じたわけではない。二〇年前に存在している、このことを『マスコミ黒書』は、告げている。新聞ジャーナリズムの発表依存はあいかわらずである。しかも、『花形』事件は、事態が悪い方向へと進んでいることを暗示しているようにさえ思える。

『マスコミ黒書』は、「記者の姿勢次第では、取材の便宜供与は一つのコントロールの手段になりかねないということである。」と結んだが、報道関係者の間では、当局の広報、発表への「テコ入れ」は、もはや、公知の事実になっている。

「本当に向こう側の広報体制、情報操作は進んでいます。『新聞記者ぐらいだませるぞ』という自信を、彼らは十分持っていると思うんですね。そういう中で取材しなきゃならん。」³²といった具合である。

引用したのは、『新聞研究』八八年一〇月号に掲載された、伊藤邦男、森浩一、青本彰三氏によるてい談の一部である。発言者は、青木氏である。

このてい談は、編集局長クラスのひとたちによるものであるが、第一線の若手記者の間でも、情報提供は、暗黙の了解事項になっている。

B ……最近、広報体制が充実してきて、その中で懐柔されかねない。報道機関には、権力に対する見張り役としての役割もある。しかし、ややもすると、当局側にのみこまれてしまいそうです。

A いまの僕の部所では市役所の記者クラブに対する広報体制がしっかりしている。提供してくる発表素材の横書きのものを縦にして少し色をつければ、記事が完成する。広報に任せきりにしてもなんとかなる。でも、それでは怖いなと思いませんね。

B とくに市役所とか県庁とか、行政の広報というのはものすごい量を出してきますね。

A 写真もある。

C それもちゃんと支長の顔が入ったりしてね

D 都合の悪いことを隠そうと思えば、都合のいいことを一〇発表すればいいわけです。一つ落ちていたってぜんぜんわかりませんからね。なんにも発表しなければ、記者は何かあるのではないかと思ってかけまわるけど。いま市役所とか県庁など、徹底したところでは、各課を歩きまわってくれるな、全部広報を通してやってくれということろまである。警察でも同じ傾向ですね。

B だから、記者クラブに閉じ込めつきりにしておけば問題ないだろうと、一日に一〇本ぐらい資料を持ってくる。その処理に追われると、僕らが自由に歩ける時間が制約されてしまう。

警察も、逮捕時には言わず、送險のときに発表するケースが目立つ。そうすると窃盗などの場合、調べていくうちに、余罪件数が増えるので「ものすごい額の大どろぼうつかまえました。」とやるわけです。

右に引用したのは、朝日新聞阪神支局襲撃事件に際して、座談会を行った時の若手記者四名の発言の一部である。³³

したがって、新聞の発表依存について論じてはいない。しかし、それだけに、たくまらずして、右個所は、発表依存と情報への「テコ入れ」を明らかにしているともいえる。当局の情報提供の具体例にふれた部分からは、情報提供が、大量に、発表の時機を考えながらおこなわれていることがうかがわれる。なお、出席者四名の経歴は、それぞれ、A 読売新聞大阪本社社会部・八一年入社、B 共同通信大阪支社社会部・八一年入社、C NHK大阪放送局報道部・八一年入社、D 毎日新聞大阪本社社会部・八一年入社、となっている。

右座談会の発言内容と引に引用した『マスコミ黒書』の警告を比較していただきたい。

二〇数年の間に、提供される情報量が大幅に増え、提供の方法も、都合の良い情報を強調して発表したり、タイミングをはかって発表するといったように、巧妙になっていることが看取できる。

ところで、当局発表の実態はどうか。『新聞法制研究会』の報告は、情報提供にもふれている。同報告は、そのなかで、情報操作の型が変化した、と言う。同『研究会』は、新聞協会が母体になって、「記者、法律学者、法曹実務家五氏の協力を得て、言論・表現の自由にかかわる現行法制を現実の取材・報道活動との関係を掘り下げ、討議・研究することを目的として、発足させた。」³⁴

報告は、『新聞研究』の八二年九月号以降の各号に順次連載されている。なお、メンバーは、江橋崇（法政大学法学部教授）、滝鼻卓雄（読売新聞社論説委員兼法務室長）、浜田純一（東京大学新聞研究所助教授）、山川洋一郎（弁護士）、吉田健一（朝日新聞東京本社論説委員）の各氏である。

同『研究会』が指摘する情報操作の型の変化の部分は以下のようである。なお、引用部分は、『新聞研究』誌の八年二月号に掲載されている。——「……官庁には、政策の遂行などにあたって、当局にとって都合のよい情報だけを流すという体質がある。これはいわば“古典的な”情報の操作で、新聞はそれにのらない訓練を積んできた。しかし、いまは情報操作の型が大きく変わってきた。官庁側が積極的に発表したり、PRするデータそのものには、疑わしい部分が少ない。が、発表のタイミングとデータの組み合わせ方によって、新聞が知らず知らずのうちに、政策遂行のキャンペーンにのせられていることがある。これを“意図的な情報操作”というには、異論もあるが、新しい型の広報活動であることには違いがない。かつての官庁にはない巧妙な広報活動が展開されている。例えば、臨調、行革審、税制改革などの場面で、官庁側の発表データをそのまま記事にすることによって、諸改革の遂行の積極的な役割を引き受けている場合がある。もちろん政府の意図するところと、新聞の論調が一致していれば、それはそれでよいのだが、“発表洪水”におぼれて、発表データを十分に吟味することなく、記者自身が官庁のペースに流されることには注意すべきである。これは発表データに対する新聞側の咀嚼と判断の能力が問われる問題でもある。」³⁵という。

また、研究会の報告は、発表件数についてもふれている。「政府や地方自治体が新聞などマスコミに向けて発表する件数は、膨大な量にのぼる。政府レベルの発表件数は、正確な数字がわからないが、例えば、全国で最も大きな自治体である東京都のケースでいうと、六十年代 三、七二四件 六十一年度 四、一四一件という統計がある。一日十件以上の頻度である。『開かれた政府』であるためには、公開される情報が豊富である方が、民主主義社会における健全な世論形成には有用である。しかし、重要なことは、新聞が新鮮なデータについて、必要なものを捨て、不要なものを捨てる取捨選択をきちんとしてやっているかどうかである。安易な方法で紙面を埋めるために、官庁の発表する情報をたれ流し続けると、新聞が官報になり、『発表ジャーナリズム』という批判を招くことになる。」³⁶

統計数字の出典は、はっきりしない。しかしながら、数字の正確度はともかく、少ない数ではない。

他に、具体的な数字をあげたものとしては、たとえば、天野勝文氏（毎日新聞論説委員）の、「……厚生省では事前レクは年間一五〇件、『投げ込み』と称する資料だけ配布されるものを含めるとざっと三〇〇件。文部省では年間二〇〇件以上の事前レクがあり、資料配布は七〇〇件近くもある。都庁の発表も年間三〇〇件を越え、資料配布はなんと三〇〇〇件以上にのぼる。こうした発表洪水は、とくに中央官庁で著しいが、地方自治体でも基本的には変わらない。自治省の調べによると、都道府県レベルでは、一自治体平均年に百数十回の事前レク、約一〇〇〇〇件の資料配布を行っている。」³⁷との報告がある。

「事前レク」は、事前レクチャアの意味である。発表側が、発表の日時の事前に、記者クラブに対して行なう説明である。

発表の「内容をこなし、補足取材をするために時間がかかるものについて行なわれている。官庁などの記者クラブでは、こうした発表形式が多い。」³⁸といわれている。

数字はともかく、こうした資料が、発表洪水の現状を示唆していると考えてもおかしくないだろう。

(6)公表・脊景説明・懇談・リーク——情報提供のやりかたの名称である。

「新聞法制研究会」の報告は、「当局者が報道各社に公式・公平に情報を提供する『公表』。具体的な政策、出来事、事件などのバック・グラウンドや経過を解説する『脊景説明(ブリーフィング)』。脊景説明とやや似た面があるが、限られた記者を集めて、非公式に“ニュースの裏側”を説明する『懇談』。特定の新聞社や記者に対してだけ重要な情報を流す『リーク』³⁹があるとする。

「公表」、「脊景説明」、「懇談」については、原氏も指摘している。——「……そして、発表報道すべきものの選択をニュースソース側に第一次的に握られる。メディアのアジェンダ・セッティング機能は衰弱し、当局による世論誘導を容易にする。発表には公式会見やプレスリリース(文書発表・グリコ犯の手紙もこれに当たる)のほか『レク』(レクチュアの略・当局者の説明)と呼ばれるものから非公式の懇談会形式によりブリーフィング(発言者名を引用できない当局者の解説)まで含まれる。その現状は、一九八六年二月号『新聞研究』の特集『情報の“流れ”を考えると』に詳しい。その中から外務省の例を挙げると、プレスリリースは毎日一、二件、夕方報道課を通じて記者クラブに配られる。懇談は大臣が月々金毎日平均一回、うち水曜日は夜間で大臣だけ、それ以外は秘書官や関係局幹部も加わる。事務次官の懇談も月々金の毎夕あり、別に週四回ぐらい経済局幹部との懇談がある。『一〇年前に比べると相当増えている』『大臣や次官の話はニュース性のあるものが多くなっている』という。『外務省首脳』『外務省高官』の表現で報道されるのがこれである。防衛庁では長官、次官を主役にした定例記者会見が毎週一三回、懇談が一回、別にソ連艦艇の動きなどについては随時発表がある。厚生省ではレク付きものと“投げ込み”と呼ぶ文書配布だけで合計年間三〇〇件、『多い日には一月に四つ、五つの事前発表があります。そうなると発表のこなしだけに追われて

しまう』と座談会の出席者は語っている。この特集には出てこない資料として文部省広報室がまとめた一九八五年一年間の実績は大臣会見一〇一回、事務次官会見四回、口頭説明一四四件、資料配布六三九件、計八八八件に上る。自治省官房文書広報課が毎年まとめる『都道府県広報広聴活動に関する調査結果』の五九年度版（一九八五年三月までの一年間）によると、総計にない沖繩を除く四六都道府県でレクは計九〇一〇回、資料配布は四万九千四五六件。一番多い東京都の場合、定例会見四二回、臨時会見一二回、レク三五〇回、資料配布三一六二件となっている。⁴⁰とされている。引用したのは、原氏の『新聞記者の処世術』に収録された論稿の一部である。

引用文に出て来る「座談会・情報の“流れ”を考える」というのは、『新聞研究』誌八六年十月号が特集した、中郡英男（司会）・佐野洋司・田中良太・田中泉・茂谷知己の各社記者五氏による記者クラブと事前発表をテーマにする座談会である。

次に、同座談会の一部を引用する。同座談会では、外務省・防衛庁・通産省・厚生省の発表のようすが報告されている。

このうち、佐野洋司氏（朝日新聞東京本社・政治部）は、外務省の事前発表について以下のように述べている。——「厚生省の例が出ましたが、それと比較すれば外務省ははるかに発表件数は少ないですね。ニュース提供、あるいは取材のパターンは、大きく分ければ懇談と自主取材が中心になっており、発表は、外務省のPR物、あるいは雑件に類する人事、円借款など経済協力関係の内容紹介などがほとんどです。これは毎日一、二件、夕方に報道課を通じてクラブに配布されるのですが、ニュースバリューのあるものはあまりありません。

懇談について現状をかいつまんで言いますと、大臣の懇談が月々金曜日は毎日一回平均あり、そのうち水曜日は夜間で、これは大臣だけの懇談です。それ以外は、秘書官や、場合によっては関係の局の幹部が入ることもあります。

外務事務次官の懇談も、原則として月々金曜日の毎日、夕方に行われます。この二つは政治部、經濟部合同の懇談です。それ以外に經濟部は、経済局と経済協力局の二つの懇談が火曜日から木曜日まで断続的にありますし、経済担当の外務審議官との懇談もある。大体週のうち四日ぐらいは経済関係の幹部の懇談が入ります。……今は、大臣なり次官なりの口から、ニュース性のある話が出るのが多くなっています。最高幹部が情報提供することによって情報をコントロールする面も、あるいは裏側にあるのかもしれないが。⁽⁴¹⁾

佐野氏の言に従うならば、各省庁によって発表件数にはバラつきがある。しかし、総合的にみると、当局が、各種の方法によって情報操作及至そこまで行かなくても情報に手をくわえているという感を否めない。大量の情報を提供することで重要な情報を粉れさせてしまうことはもちろん、情報そのものを加工せずに、提供の方法を考慮することも操作の可能性がひろがる。

たしかに秘密主義は、時代おくれである。かえって記者を刺激する。「新聞記者は情報が好きだ。つまらない噂でも何でも、とにかく自分が情報らしきものを握っているだけでうれしくなってしまう人種なのだ。」⁽⁴²⁾というのは、まったくの冗談でもないだろう。

先に引用した若手記者の対談中には、「……なんにも発表しなければ、記者は何かあるのではないかと思ってかけまわるけど。」と述べる個所がある。これも、記者の心理であろう。

そうであれば、記者の心理を逆に利用して、望む情報に記者が自ら近づくようにしむけたほうが賢明である。こうした事情もあって、「新聞法制研究会」が指摘する秘密主義からの転換、大量の情報提供が行なわれるようになったと思われる。

しかし、発表洪水を、単に情報量の観点からのみ評価するのは早計である。たしかに、当局の情報の提供という点

では、評価すべき面もある。ただし、問題は、情報提供の方法にあると考えるべきである。発表洪水は、「知る権利」の保障の点からみるならば、必ずしもポジティブに理解されるわけではない。

いみじくも、引用した佐野氏の発言中に、「最高幹部が情報提供することによって情報をコントロールする面も、あるいは裏側にあるかも知れませんが。」と述べた個所がある。

実のところ、右の点があっても注意すべきことなのではないか。情報のコントロールと巧妙な情報操作に乗せられやすい新聞の発表依存体質をまず問うべきではないのか。たくみな情報操作と実質的に広報化した新聞は、格好の世論誘導の舞台になる。現代日本のはなやかな情報自由の表舞台の裏で、情報操作さらには大衆操作が進行していないと断言できない。少なくとも、新聞の発表依存体質には、こうした危惧を持つに十分な危険性がある。

〔注〕

- (1) 最一小昭和四一年六月二三日(民集二〇巻五号一一一八頁、判時四五三号二九頁以下)。
- (2) 最大判昭和四四年六月二五日(刑集二三巻七号九七五頁、判時五五九号二九頁以下)。
- (3) 最大決昭和四四年一月二六日(判時五七四号一一頁以下)。
- (4) 天野勝文「新聞と現代」(清水英夫編『マスコミと人権』(三省堂・昭和六二年)所収)二六頁。
- (5) 前掲(4)二七頁。
- (6) 上前淳一郎『支店長はなぜ死んだか』(文春文庫・昭和五七年)六六頁。
- (7) 天野勝文「『発表ジャーナリズム』をどう克服するか」(『法学セミナー・マスメディアの現在』(日評社・昭和六三年)所収)六七頁。
- (8) 前掲(6)一〇頁。
- (9) 前掲(6)一一頁。

- (10) 前掲(6) 一一頁。
- (11) 前掲(7) 六七頁。
- (12) 前掲(7) 六七頁。
- (13) 原寿雄「新聞ジャーナリズムの現在」(『新聞記者の処世術』(晩聲社・昭和六二年)所収) 七四頁。
- (14) 前掲(4) 三一頁。
- (15) 読売新聞社編『書く立場書かれる立場——読売新聞社の「報道と人権」』(読売新聞社・昭和六二年) 一一二頁。
- (16) 「ガイドブック警察回り入門」(浅野健一『犯罪報道と警察』(三一書房・昭和六二年)所収) 一一三頁。
- (17) 前掲(16) 一一三頁。
- (18) 前掲(16) 一一三頁。
- (19) 浅野健一「警察を信頼して監視できるのか」(月刊『創』八七年一月号(創出版社)) 一八六—一九五頁。
- (20) 前掲(6) 一八七頁。
- (21) 浅野健一「読売の『警察回り入門』に書いてあること」(『別冊宝島72 ザ・新聞』(JICC出版社・昭和六三年)) 二五四頁。
- (22) 田中一京『改訂版・犯罪捜査の決め手——世界一の治安を保つ日本警察の知られざる実態と是非論——』(青年書館・昭和六二年) 三七—三九頁。
- (23) 前掲(19) 一九〇頁。
- (24) 前掲(19) 一九五頁。
- (25) 原寿雄「問われる日常報道のビベイピア」(『新聞記者の処世術』(晩聲社・昭和六二年)所収) 五四頁。
- (26) 原氏は、上前氏と同じく主観主義報道論にたって、発表依存を批判している。
- (27) 佐藤茂「弊害除去は記者の努力から」(『新聞研究』八六年一月号) 三二—三五頁。
- (28) 杉山光信「価値前提と客観性」(『新聞研究』八六年二月号) 三六—三九頁。
- (29) 小田原敦「密着すれど癒着せず」(『新聞研究』八七年二月号) 四六—五〇頁。
- (30) 藤田博司「まず情報源明示の努力を」(『新聞研究』八七年四月号) 一〇—三二頁。

- (31) 日本ジャーナリスト会議編『マスコミ黒書』（労働旬報社・昭和四〇年）九九―一〇一頁。
- (32) 「へてい談」新聞に問われるもの」（『新聞研究』七九年一二月号）一四―一五頁。
- (33) 岩波書店編集部編『岩波ブックレット92・新聞記者の仕事とは―支局襲撃事件の衝撃』（岩波書店・昭和六二年）五五―五七頁。
- (34) 「新聞法制研究会」（『新聞研究』八七年一二月号）四五頁。
- (35) 「新聞法制研究会」（『新聞研究』八八年二月号）三六頁。
- (36) 前掲（35）三六頁。
- (37) 前掲（7）六八頁。
- (38) 前掲（7）六七頁。
- (39) 前掲（35）三六頁。
- (40) 原寿雄「ジャーナリズム衰退の仕組み」（『新聞記者の処世術』（晩聲社・昭和六二年）所収一六九―一七〇頁。
- (41) 「座談会・よりよき情報伝達のために」（『新聞研究』八六年二月号）一二頁―一三頁。
- (42) 有藤今日子「女性記者デキゴトロジー」（『別冊宝島72 ザ・新聞』（JICC出版社・昭和六三年））二〇六頁。

四 むすびにかえて

日本における新聞は、すでに社会権力のひとつになっている。五大紙をはじめとして、新聞は、全国・地方の世論に大きな影響を与える。全国紙は、日本の津々浦々に同一の情報伝える。こうした状況において、新聞の発表依存体質は、ジャーナリズム内部にとどまらず、市民すべてに深く関係する問題である。

たしかに、「この発表ジャーナリズムの時代にどう対処するかが、そのまま報道管理、情報操作への対抗策でもある。一九八〇年代の日本の新聞ジャーナリズムにとって、一番緊急な課題はこれではないかと思う。」¹⁾といった意見

や、「『発表ジャーナリズム』をどう克服するか。ジャーナリスト一人一人の鋭い問題意識とねばり強い取材とが、いま、改めてきびしく問われているのではないか。」との指摘。また、新井直之教授のジャーナリズムの責務である「いま伝えなければならぬことを、いま、伝える、いま言わなければならぬことを、いま、言う」を引きながらの「『発表ジャーナリズム』のアリ地獄からどう抜け出すことができるのか。きわめて平凡なことだが、一人一人のジャーナリストがジャーナリストとしての責任を『自覚』する以外にない。新井氏のいうジャーナリズムの責務を『自覚』することこそ、ジャーナリストにいま求められているのではないか。」とする天野氏の結論部分にはジャーナリストの反省さえ感じられる。

また、「(青木)むしろ問題は、一般市民の側に人権意識とエゴイズムがごちゃ混ぜになっている部分があり、それを情報する側がきちっと見分けていないんじゃないかということです。」、「(青木)……公共の福祉と人権との兼ね合い、もっと分かりやすく言えば、人権と個人のエゴが混乱している事態が社会の側にありますね。それを新聞の側が果たしてきっちり見極めて報道しているかどうか。そこに問題があるんじゃないかな、という気がするんですが。」とは言いながらも、「(青木)伊藤さんが新聞記者は傲慢だという声があるとおっしゃったけれども、確かに新聞は一つの権力だと思えます。力がなければ権力に対する監視もできないかも知れない。そういう意味で新聞が権力であることを必ずしも全面的に否定するわけではないんですが、何がそうしたイメージを市民の側に植えつけているか。一つは、……やはり権力的な存在でなければ出来なかったということがありますね。それと果たして本当に記者の物事に対する目が、市民レベルの目の高さなのか、それとも体制側の、たとえば発表そのまま鵜呑みにして書くというように、上の目と同じ高さで見ているのか、という疑問があるでしょう。新聞が権力だということを、動物的な嗅覚で市民の側に感じさせるのは、日常の報道の視点がかなり上から下を見たものが多いからじゃないかな、と

いう気がするんです。その辺の反省は常にしていかなきゃいかんと思いますね。」「……………（森）目のレベルをどこに置くか、それは具体的には記事の書き方の問題にもなるわけだし、日常の紙面制作を通して、もっと努力をしなくちゃならん⁶」と卒直に述べる人もいる。引用したのは、先にも一部触れた、伊藤邦男、森浩一、青木彰三氏のてい談である。これらはジャーナリストの見地からの意見である。——「（青木）マスメディアが多様化していく中、新聞が中核的な存在としてリーダーシップを発揮していくことが大切だと思うんですね。新聞は他媒体に対し、マスコミとして守らなければならない倫理とかジャーナリストとしての訓練に手を貸すべきじゃないか。記者クラブはそのための一つの場ではないかと……………」。「（伊藤）……………われわれとしても改めるべきところは当然、改めたいですね。」「（青木）『発表ジャーナリズム』などという奇妙な言葉まで生んでいる事態を解消する努力を、新聞自身の中でやるべきです。」「（伊藤）クラブに在ると、どうしてもクラブに寄りかかってしまう。ニュースソースの判断にどうしても流されるおそれがある。その意味でも、記者クラブのあり方をいつも『これでいいのかな』と反問し続けなきゃいかんでしょうね。」「（森）広報の発表通りの記事を書いていたのでは、われわれ自身の自殺行為になりかねないわけで、実際、広報の壁を乗り越えていけることを紙面で示すことが、他のメディアへの刺激にもなって、切磋琢磨していく。その辺の倫理観というか、使命感を持ち合わせてないといかんという気がしますね。」「⁷

むろん、新聞記者の自覚と改革の努力は必要である。しかしながら、発表依存はジャーナリズム固有の問題にとどまるものではない。新聞ジャーナリズムの病理現象は、市民にとって極めて危険な側面を持っている。一方の当事者である新聞自身によって解決される、あるいは解決されなければならないという性格のものではない。

報道の自由は、知る権利との関係でとらえられる。マス・メディアは、知る権利の代行者である。新聞は、この意味において一定の責任を市民に対して負う。新聞が、当局の広報紙になるようなことはあってはならない。

また、当局の情報操作の危険性を指摘しなければならない。新聞の第一の機能は公権力批判である。発表依存は、情報操作の恰好の温床になる。一方的に新聞報道をうけとらざるを得ない現代日本のジャーナリズム状況は、新聞への信頼という事情もあって、起り得ないことではない。

〔注〕

- (1) 原寿雄「発表ジャーナリズム時代への抵抗」(『新聞研究』七九年二月号)一三三頁。
- (2) 天野勝文「『発表ジャーナリズム』をどう克服するか」(『法学セミナー・マスメディアの現在』(日評社・昭和六三年)所収)六九頁。
- (3) 天野勝文「新聞と現代」(清水英夫編『マスコミと人権』(三省堂・昭和六二年)所収)三二頁。
- (4) 「△てい談▽新聞に問われているもの」(『新聞研究』八八年一〇月号)一五頁。
- (5) 前掲(4)一五頁。
- (6) 前掲(4)一六頁。
- (7) 前掲(4)一六頁。